



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*38 和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 1

*39 和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則 (") 4

○ 人事委員会規則

*4 和歌山県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 7

○ 訓令

*7 和歌山県監察査察規程を廃止する訓令 (監察査察課) 7

*8 和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令 (人事課) 7

*9 和歌山県中央児童相談所に勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間等に関する規程 (子ども未来課) 8

規 則

和歌山県規則第38号

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則 (平成9年和歌山県規則第15号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1 (第2条、第5条、第10条関係)			別表第1 (第2条、第5条、第10条関係)		
区分	公共的施設	特定施設	区分	公共的施設	特定施設
建築物	1 次に掲げる社会福祉施設その他これらに類する施設 (1) 略 (2) 次に掲げる社会福祉施設 ア・イ 略 ウ 略 エ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (令和4年法律第52号) 第12条第1項に規定	略	建築物	1 次に掲げる社会福祉施設その他これらに類する施設 (1) 略 (2) 次に掲げる社会福祉施設 ア・イ 略 ウ 売春防止法 (昭和31年法律第118号) 第36条に規定する婦人保護施設 エ 略	略

	する女性自立 支援施設 オ 略
略	略
略	

	オ 略
略	略
略	

別表第2 (第5条、第13条関係)
第1 建築物に関する整備基準

整備項目	整備基準
略	
7 敷地内の通路	(1)・(2) 略 (3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地の接する道若しくは空地 (建築基準法第43条第2項第2号に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。) 又は車椅子使用者用駐車区画に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により適合させることが困難である場合は、「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。 ア～ウ 略 (4)～(6) 略
略	

別表第2 (第5条、第13条関係)
第1 建築物に関する整備基準

整備項目	整備基準
略	
7 敷地内の通路	(1)・(2) 略 (3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地の接する道若しくは空地 (建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。) 又は車椅子使用者用駐車区画に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により適合させることが困難である場合は、「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。 ア～ウ 略 (4)～(6) 略
略	

第2～第5 略

第2～第5 略

別記第3号様式 (第7条、第12条関係)
施設整備項目表 (建築物)
(第1面)

略			
整備項目	整備基準	整備状況	摘要
1 道等から各室に至る経路の敷地内の通路、出入口及び各室に至る廊下等	略	略	
	(3) 出入口から各室に至る廊下等 ア 略 イ 廊下等の末端付近及び50m以内ごとに車椅子転回スペースの確保 ウ～カ 略		
	略	略	

(第2面)

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
2 車椅	略		

別記第3号様式 (第7条、第12条関係)
施設整備項目表 (建築物)
(第1面)

略			
整備項目	整備基準	整備状況	摘要
1 道等から各室に至る経路の敷地内の通路、出入口及び各室に至る廊下等	略	略	
	(3) 出入口から各室に至る廊下等 ア 略 イ 廊下等の末端付近又は50m以内ごとに車椅子転回スペースの確保 ウ～カ 略		
	略	略	

(第2面)

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
2 車椅	略		

子使用者用駐車区画から各室に至る経路の駐車場内の通路、敷地内の通路、出入口及び各室に至る廊下等	(6) 出入口から各室に至る廊下等(1の項と同じ廊下等の場合は、記入を要しない。)	略	
	ア 略 イ 廊下等の末端付近及び50m以内ごとに車椅子転回スペースの確保		
ウ～カ 略			

(第3面)

略

(第4面)

略

(第5面)

略

(第6面)

略

施設整備項目表(建築物以外の公共交通機関の施設)

(第1面)

略

略

(第2面)

略

(第3面)

略

(第4面)

略

(第5面)

略

(第6面)

略

(第7面)

略

施設整備項目表(道路)

子使用者用駐車区画から各室に至る経路の駐車場内の通路、敷地内の通路、出入口及び各室に至る廊下等	(6) 出入口から各室に至る廊下等(1の項と同じ廊下等の場合は、記入を要しない。)	略	
	ア 略 イ 廊下等の末端付近又は50m以内ごとに車椅子が転回できるスペースの確保		
ウ～カ 略			

(第3面)

略

(第4面)

略

(第5面)

略

(第6面)

略

施設整備項目表(建築物以外の公共交通機関の施設)

(第1面)

略

略

(第2面)

略

(第3面)

略

(第4面)

略

(第5面)

略

(第6面)

略

(第7面)

略

施設整備項目表(道路)

略	略
略	略
施設整備項目表 (公園) (第1面)	施設整備項目表 (公園) (第1面)
略	略
略	略
(第2面)	(第2面)
略	略
(第3面)	(第3面)
略	略
施設整備項目表 (建築物以外の駐車場)	施設整備項目表 (建築物以外の駐車場)
略	略
略	略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第2及び別記第3号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第39号

和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（令和5年和歌山県条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(あっせんの申立て)

第3条 条例第12条第1項の規定による申立ては、あっせん申立書（別記様式）によらなければならない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、口頭ですることができる。

2 前項ただし書の規定により口頭で申立てをする場合には、あっせん申立書に定める事項を陳述しなければならない。

(あっせんの開始)

第4条 知事は、条例14条第1項の規定により紛争事案をあっせんに付したときは、当事者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

2 知事は、紛争事案をあっせんに付さないこととしたときは、申立てをした者に対し、速やかにその旨及びその理由を通知するものとする。

3 和歌山県障害者差別解消調整委員会（以下「調整委員会」という。）は、条例第14条第1項各号のいずれ

れかに該当することとなったことにより、あっせんを行わないときは、当事者に対し、速やかにその旨及びその理由を通知するものとする。

(あっせん案の提示)

第5条 条例第14条第4項の規定によるあっせん案の提示は、次に掲げる事項を記載した書面を当事者に送付して行うものとする。

- (1) あっせん案の内容及び理由
- (2) あっせん案に対する諾否の応答をすべき期限及びその方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、参考となる事項

(あっせんの終了)

第6条 調整委員会は、条例第14条第5項の規定によりあっせんで終了したときは、当事者に対し、速やかにその旨及びその理由を通知するものとする。

(調整委員会の委員)

第7条 委員は、再任されることができる。

(調整委員会の委員長)

第8条 調整委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(調整委員会の会議)

第9条 調整委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調整委員会の庶務)

第10条 調整委員会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、調整委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調整委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式 (第3条関係)

あ っ せ ん 申 立 書

年 月 日

和歌山県知事 様

郵便番号
申立者 住 所
氏 名
(連絡先)

和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例第12条第1項の規定により、
下記のとおりあつせんを申し立てます。

記

差別を受けたと される障害者	住 所	
	氏 名	
	申立者との関係	
差別をしたと される事業者	住 所	
	氏 名	
事 案 の 概 要		
求めるあつせんの内容		
その他参考となる事項		

注 差別をしたとされる事業者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第4号

和歌山県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

和歌山県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

和歌山県人事委員会事務局組織規則（昭和27年和歌山県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(局長、課長等) 第5条 略 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。			(局長、課長等) 第5条 略 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		
組織	職	職務	組織	職	職務
略	略	略	略	略	略
課	略		課	略	
	主任	略		主任	略
	副主任	<u>上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。</u>			
	略			略	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第7号

庁中一般

和歌山県監察査察規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県監察査察規程を廃止する訓令

和歌山県監察査察規程（平成19年和歌山県訓令第17号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第8号

庁中一般

各地方機関

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員服務規程（昭和63年和歌山県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の勤務時間等）</p> <p>第3条の2 勤務時間条例第3条第1項ただし書、同条第2項ただし書及び第4条に規定する育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の勤務時間等は、次のとおり決定する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 任期付短時間勤務職員にあっては、本庁の部長、知事室長、会計管理者、振興局長又は労働委員会事務局長（以下「部長等」という。）が、能率的な公務運営を確保するための必要性等を踏まえ、決定する。</p>	<p>（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の勤務時間等）</p> <p>第3条の2 勤務時間条例第3条第1項ただし書、同条第2項ただし書及び第4条に規定する育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の勤務時間等は、次のとおり決定する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 任期付短時間勤務職員にあっては、本庁の部長、知事室長、<u>監察査察監、危機管理監</u>、会計管理者、振興局長又は労働委員会事務局長（以下「部長等」という。）が、能率的な公務運営を確保するための必要性等を踏まえ、決定する。</p>

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第9号

共 生 社 会 推 進 部

和歌山県中央児童相談所

和歌山県中央児童相談所に勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間等に関する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県中央児童相談所に勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県職員服務規程（昭和63年和歌山県訓令第6号）第3条第6項の規定に基づき、和歌山県中央児童相談所に勤務する職員のうち、和歌山県中央児童相談所長（以下「所長」という。）の指定する業務に携わる職員（以下「職員」という。）の勤務時間等について定めるものとする。

(職員の勤務時間等)

第2条 職員の勤務時間及び休憩時間については、週休日を除き、次の各号に定めるところによる。

- (1) 勤務時間は、休憩時間を除き、毎日午前9時から午後5時45分までとする。
- (2) 休憩時間は、午後零時から午後1時までとする。

2 前項の週休日は、4週間を通じ8日とし、所長が定める日とする。

第3条 所長は、業務の都合上やむを得ない場合には、前条第1項に規定する日の勤務の開始時刻及び終了時刻を変更することができる。

(休日の勤務)

第4条 職員には、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第9条の規定にかかわらず、同条に規定する日であっても、所長が必要と認める場合には勤務を命ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
(和歌山県子ども・女性・障害者相談センターに勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の廃止)
- 2 和歌山県子ども・女性・障害者相談センターに勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程(平成7年和歌山県訓令第35号)は、廃止する。